

東通村

学生応援一時給付金事業

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」での社会経済活動の中心になるであろう学生を応援するために、一時給付金を支給します。



支援
内容

対象者 1 人につき10万円を支給

対象者

次の要件をすべて満たすこと

- 平成4年4月2日から平成15年4月1日の間に出生した者
- 令和4年1月1日現在、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校、同法第97条に規定する大学院、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に在学する学生並びに予備校に在学する者又はこれらと同等の教育機関に在学しているものと認める者。(海外も含む。)
- 令和4年1月1日現在、申請者、申請者の世帯主または申請者の従前の世帯主が東通村住民基本台帳への登録があること
- 申請者、申請者の世帯構成員または申請者の従前の世帯構成員に村税の滞納がないこと

申請
方法

**裏面の申請書に記入し、
以下の書類を添付のうえ郵送にて提出して下さい。**

- ① 在学証明書
 - ② 振込先口座の確認ができる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)
- ※ 申請書は村HPからもダウンロード可能です

申請
期間

令和4年2月1日(火) ~ 令和4年2月28日(月)

提 出
問 合 せ 先

東通村教育委員会
TEL0175-27-2111

〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34
[東通村ホームページ] <http://www.vill.higashidoori.lg.jp>

東通村学生応援一時給付金申請書

東通村長 畑中 稔朗 様

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

印

東通村学生応援一時給付金の支給を受けたいので、次の項目について同意した上で、下記のとおり申請します。

①東通村が東通村学生応援一時給付金支給事業実施要綱第3条の対象者を確認するため、東通村住民基本台帳との照合を行うこと。

記

【在学する学校の情報】

在学学校名	所在地	〒 ー
	学校名	
	学部・学科	

【受取口座】

金融機関名	銀行 金庫 信組 信連 農協 信漁連	店 支店 出張所	口座 番号										
	金融機関コード		支店コード			(フリガナ)							
	預金種別	普通 ・ 当座		口座名義									

※申請者が転出している場合

【従前の住所・世帯主氏名・続柄・電話番号】

住 所	〒 ー 東通村大字 ー 字		
世帯主氏名		申請者との続柄	
電話番号			

【添付書類】

- ① 在学証明書（基準日以降の日付けのもの。）
- ② 振込先口座の確認ができる書類の写し（通帳、キャッシュカード等）